

6 職員のサービスの状況

職員のサービスについては、法第30条にサービスの根本基準が定められているほか、法令等及び上司の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止、営利企業等の従事制限などの義務や制限が課されています。

これらのサービス規律を保持するため、懲戒制度の適切な運用に努めているほか、日ごろから職員に対して注意を喚起し、その徹底を図っています。

平成29年度のサービス規律の遵守に関する主な取組状況は、次のとおりです。

| 任命権者 | 取組内容 | 周知方法等 |
|-------|--|--|
| 各任命権者 | 職員のサービス規律の厳正な保持について、7月上旬、10月上旬、12月上旬、3月末に周知を図りました。 | 文書により職員への周知を図ったほか、各所属における会議、打合せ等の場で所属職員への周知徹底に努めました。 |